

平成30年度 第1回生駒市景観審議会 会議録

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成31年3月18日(月)
- (2) 開閉時刻 午後1時30分から午後2時53分
- (3) 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

(委員) 久会長、下村副会長、嘉名委員、中西委員、米村委員、中田委員、澤村委員、小川委員

(事務局) 都市整備部 北田都市整備部長、岸田都市整備部次長
みどり公園課 財満課長、知浦課長補佐、竹田主幹、松原

(2) 欠席者

無し

3 会議の成立

上記2-(1)により、委員の全員が出席され、本審議会は有効に成立している。
(生駒市景観条例施行規則第19条第7項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 無

6 審議会委員辞令書及び景観アドバイザーの辞令書交付(机上配布)

7 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 生駒市景観条例
- (4) 生駒市景観条例施行規則
- (5) 生駒市景観計画
- (6) 生駒市景観形成基本計画
- (7) 資料1「景観審議会所掌事務紹介」
- (8) 資料2「これまでの届出事例の報告」

8 次第

1 開会

2 案件

第1号案件 会長及び副会長の選出について

3 その他

- (1) 景観審議会所掌事務紹介（資料1）
- (2) これまでの届出事例の報告（資料2）

4 閉会

9 議事要旨

1 案件

第1号案件 会長及び副会長の選出について

- ・案件について事務局から説明
- ・会長に久委員が選出され、副会長に下村委員が指名される。

2 その他

(1) 景観審議会所掌事務紹介（資料1）

事務局からの説明

委員からの意見等

会 長 景観の届出は資料のとおり。市役所の助言を聞いていただけない場合は、勧告や氏名公表の罰則が適用されていくが、これを決定するため本審議会で意見を伺うこととなる。

景観計画などの策定及び変更時、景観重要建造物や景観重要樹木を指定する場合は、意見をいただくこととなる。

(2) これまでの届出事例の報告（資料2）

事務局からの報告・説明

委員からの意見等

会 長 まちづくり相談を受けていると、設計者や事業者と話しながら景観アドバイザーとして意見を述べるが、最初にお話しするときは「そもそも方向性が違いますよね」というところから話をスタートさせる。事業者は「目立たせたい」、アドバイザーとしては「景観と馴染ませたい」とお互いの主張があるので、それを認識しながら意見をすり合わせて設計等を変更していただく。広域に展開している事業者などは、外観など決まった形状を求める傾向にある。

委 員 事例の説明を受けた感想として、アドバイスに沿って景観に馴染んだものに変えていただいているということで、景観アドバイザーには感謝している。

副会長 色彩の変更や新築物件も含めて、周辺に配慮する必要があるので、周辺の状況が分かる広範囲の図面を用意し、様々な場所からどう見えるのか、道路からどう見えるのかなどその場所にあるポテンシャル（山の稜線など）を見て配慮してほしいとアドバイスしている。

生駒市の特徴として、計画作成時などの早い段階で相談に来ていただけるので、変更などをしてもらいやすい。職員も真剣に取り組んでいただいているので、アドバイスの内容を事業者に配慮していただける。

洋服販売量販店の事例を含めてどこでも言う事であるが、あざやかなブルー系の看板に白文字は、色の反転化してもらったり、ハチマキは空に馴染むような色彩に変えていただいたりはしている。生駒市は、制度的にも良く頑張っていると感じる。

会 長 矢田丘陵の緑を意識するために、事業者には、設計図に背景を書いていただきたいと思う。

委 員 生駒市は比較的業者がこちら話を聞いていただける。そのためには、他の事業者もここまでやっているという事例の蓄積があることで、事業者側に代案を提示していただきやすいのではないかと考える。

景観法施行から15年が経過し、景観計画の区域や基準を見直す自治体もある。生駒市景観計画は策定から8年が経過しており10年目が見えてきているので、この後2～3年で見直しも視野に考えていく必要があるのではないかと考える。

会 長 奈良市が厳しいので奈良市にならって、又は、生駒市の地域ブランド（閑静な住宅地）から、事業者にアドバイスを言いやすい。

副会長 和歌山県の自治体では、市街化調整区域内での太陽光パネルのガイドラインをどのように作っていくかの議論がある。生駒市でも条例に記載するか、ガイドラインを作成するかなど、どのようにしていくか検討する場合は、この審議会でも議論してはどうかと考える。現状はどうなっているのか。

事務局 現状として、太陽光パネルに限った規制はなく、事例はあまりない。

委 員 生駒山に数か所太陽光パネルはある。景観は壊れていくが今後のエネルギーとしては良いものであると思う。観光の目線で見るとき、他の土地から来た人や外国人観光客に対しても景観を守っていかなければならない。

委 員 市外では平野部に多く設置されており、その中で寺社、仏閣の周辺に太陽光パネルが設置されているその光景を見ると異様な感じがする。農業委員会の立場からは、もし設置されるとすれば、農地の保全の面で、20年後や30年後にも管理されるのか心配している。

委 員 太陽光パネルを設置するのであれば、需要が尽きた時に廃棄処分する際の対応ができるのかと考える。

委 員 民間と公共団体との対応、公共団体に近いN T Tや関西電力との対応はどのようにしているのか。

事務局 民間の場合、窓口で事業者と事前の基本プランの段階で相談に乗り、まちづくり相談で、景観アドバイザーのアドバイスを受けて調整する場合がある。公共団体もN T Tや関西電力からの届出も民間と区別はしていない。

会 長 景観計画33ページから記載している、広域幹線地区と生駒駅前北口再開発地区は、基準を他の区域と少し変えて規定する景観形成地区に指定している。

例えば、生駒駅前北口再開発地区については、生駒市の顔ということで整えていこうというもので、その地域に応じてよりきめ細かな基準を設けている。この

ような地区がもっと増えていくのが理想と考えており、例えば、宝山寺参道や生駒駅前南口が生駒の代表的な景観として、地元の方々と一緒により良い景観づくりを進めていき最終的に、景観形成地区に持っていければよいと考える。

委員 檀原市今井町の景観形成に携わっている。宝山寺地域が今井町と同様に、奈良県の「はならあと」に参加し地元の盛り上がりを考えていたと思う。今も継続して取り組んでいると聞いているので、その団体とワークショップを開いたり、情報を交換する。また、特別重要な建物があれば景観重要建造物に指定などの取り組みも良いのではと考える。こういう事の繰り返しが、街並みを守っていくことになる。

委員 景観重要建造物の指定はいつ、どのようにすればいいのか。

会長 方法として、事務局から働きかけるか、あるいは逆に所有者から話していただくか。そのタイミングで審議会に諮らせていただくことになる。

景観重要建造物についてはあまりきつい基準もなく、永らく愛されてきた建物を指定するもので、地元の方と行政が足並みそろえて取り組んでいくことが必要と考える。

委員 宝山寺参道は指定されてよいと思う。生駒石も昔からたくさん積まれていてその景観も指定されてもよいと思う。

会長 生駒市景観形成基本計画は、全国でも評判になっている。生駒の景観はこのように成り立っている、こういうところが大切ですよといった読本になっているのが特徴。専門家だけではなく市民にも読んでいただけるように作られている。

副会長 宝山寺参詣線の改修時にソメイヨシノの老朽化の状況を見に行ったことがあり、地元の方が景観まちづくり相談に相談された事例もあった。公共公益施設や民間の建物プラス地元の活動の中での景観まちづくりを是非アドバイザーの中に取り上げてもらえたら、また、地元の情報提供してもらえたらいいと思う。

会長 この事例や、近隣に高層マンションが建設されるがどうしたらよいかなど、設計される方だけでなく、市民も気軽に相談に来ていただければと思う。相談料は無料。

委員 市街化調整地域・田園地域において、自然は放っておけばよいと思われるが、手を加えないといけない。手を加えず放置している例として、高山地区第2工区では獣害が広がっている。景観の議論も必要と考える。

会長 景観はいろいろなものの積み重ねで、他部署との連携も必要である。ニュータウンでは空き家問題があるが、空き家問題も景観に関わる。

会長 審議会があつてこそこの様な議論もできるので今後、報告案件だけでも本審議会を開催していただきたいと思う。

10 閉会